

横浜市救急医療センター指定管理者の選定に関する要綱

制定 平成17年10月14日
一部改正 平成20年9月19日

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市救急医療センター条例（以下「条例」という。）第4条に定める横浜市救急医療センター（以下「センター」という。）の指定管理者（以下「指定管理者」という。）の選定を公平かつ適正に実施するための必要な手続き等について定める。

(募集)

第2条 健康福祉局長（以下「局長」という。）は、指定管理者を公募する場合には、次に掲げる事項を明示しなければならない。

- (1) 指定手続きに係る事項
- (2) 指定期間に係る事項
- (3) センター概要に係る事項
- (4) 業務の範囲に係る事項
- (5) 管理の基準に係る事項
- (6) 協定及び評価等に係る事項
- (7) その他必要な事項

(申請書類)

第3条 指定管理者の指定を受けようとするものは、次の書類を、申請期間内に局長に提出しなければならない。

- (1) 指定申請書
- (2) 当該センターについての事業計画書
- (3) 当該センターの管理に関する業務の収支計画書
- (4) 定款、寄付行為、規約又はこれに類する書類
- (5) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- (6) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度及び前々事業年度の収支計算書並びに事業報告書
- (7) 団体の概要がわかる書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、局長が定める書類

(選定方法及び選定基準)

第4条 局長は、前第3条の指定申請書を提出したもののうちから、次に掲げる指定基準に照らし、センターの管理を行うに最も適当と認めるものを指定管理者にしようとするものとして選定する。

- 2 指定管理者の選定にあたっては、次に掲げる事項を総合的に判断することとする。
 - (1) 指定期間中安定した管理運営を行うことができる実績及び能力を有していること
 - (2) 横浜市の救急医療に関する施策の方針を理解し、センターの設置理念に基づく運営が図られること
 - (3) 初期救急を担う地域の医療機関の協力を確保でき、かつ、二次・三次医療機関との連携と機能分担を図ることができること
 - (4) その他センターの設置の目的を達成するための取組が優れていること
- 3 局長は、前項の選定にあたっては、横浜市救急医療センター指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会の意見を聴くものとする。
- 4 委員会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

（選定結果の通知）

第5条 局長は、前条の規定による選定を行った場合は、速やかにその結果を申請者に通知しなければならない。

（協定の締結）

第6条 指定管理者の指定を受けたものは、局長とセンターの管理に関する協定をしなければならない。

- 2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。
 - (1) 指定期間に関する事項
 - (2) 条例第5条第3項の事業計画書に記載された事項
 - (3) 本市が負担する管理費用に関する事項
 - (4) 利用料金に関する事項
 - (5) 指定管理者が作成する書類に関する事項
 - (6) 施設内の物品の所有権の帰属に関する事項
 - (7) 個人情報の保護に関する事項
 - (8) 事業評価及び事業報告に関する事項
 - (9) 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項
 - (10) 協定内容の変更に関する事項
 - (11) 損害賠償に関する事項
 - (12) その他必要な事項

附 則

この要綱は、平成17年10月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年9月19日から施行する。